

# 統計関連学会連合大会 運営委員会運用規則

一般社団法人 統計関連学会連合

## 総則

### 第1条

この規則は、統計関連学会連合大会運営委員会（以下「本委員会」という）の運用に関して定める。本委員会は、一般社団法人 統計関連学会連合（以下「連合」という）の定款第48条に基づく委員会である。

## 目的

### 第2条

本委員会は、統計関連学会連合大会（以下「連合大会」という）の運営に関する諸事を決定し、会計を管理して、連合大会の円滑な運営および実行に資することを目的とする。

## 構成員

### 第3条

本委員会の委員は以下の各号により構成される。

- (1) 連合加盟団体の各学会から推薦されたもの若干名
- (2) 本委員会委員長により任命されたもの若干名

## 委員の任期

### 第4条

委員の任期は、担当する連合大会の1年前の連合大会時から担当する連合大会終了時までとする。

## 委員長

### 第5条

委員会には委員長を1名置く。委員長は委員の互選とし、連合理事会が承認する。

## 経費

### 第6条

委員会の運営に必要とされる経費は、連合大会会計より支出される。経費は委員長および委員長の指名した委員が管理する。

## 監査

### 第7条

本委員会が管理する連合大会会計は監査を受けるものとする。

## 報告義務

### 第8条

委員長は、連合理事会において、活動状況および収支決算と監査の結果を報告し、連合理事会の承認を受ける。

## 付則

1. この規則は令和7年4月1日から施行する。
2. この規則の改定は、理事会で行う。